

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第379号)

平成17年5月20日

横情審答申第379号
平成17年5月20日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年4月16日都北開第13号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン地区内における宅地等の造成工事に関する着工届

（1）平成5年度第1306号茅ヶ崎12工区存置整備工事

（2）平成5年度第1314号茅ヶ崎6工区（9）街区二次造成工事

（3）平成5年度第1319号茅ヶ崎12工区存置整備工事（追加、荏田12-32街区、
14-3街区）

（4）平成8年度第1308号荏田12工区14街区二次造成工事

（5）平成7年度第1313号茅ヶ崎6工区造成その他工事

（6）平成6年度第1309号茅ヶ崎6工区（6）街区二次造成工事（第二回）」の
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン地区内における宅地等の造成工事に関する着工届（１）平成５年度第１３０６号茅ヶ崎１２工区存置整備工事（２）平成５年度第１３１４号茅ヶ崎６工区（９）街区二次造成工事（３）平成５年度第１３１９号茅ヶ崎１２工区存置整備工事（追加、荏田１２－３２街区、１４－３街区）（４）平成８年度第１３０８号荏田１２工区１４街区二次造成工事（５）平成７年度第１３１３号茅ヶ崎６工区造成その他工事（６）平成６年度第１３０９号茅ヶ崎６工区（６）街区二次造成工事（第二回）」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン地区内における宅地等の造成工事に関する着工届（１）平成５年度第１３０６号茅ヶ崎１２工区存置整備工事（２）平成５年度第１３１４号茅ヶ崎６工区（９）街区二次造成工事（３）平成５年度第１３１９号茅ヶ崎１２工区存置整備工事（追加、荏田１２－３２街区、１４－３街区）（４）平成８年度第１３０８号荏田１２工区１４街区二次造成工事（５）平成７年度第１３１３号茅ヶ崎６工区造成その他工事（６）平成６年度第１３０９号茅ヶ崎６工区（６）街区二次造成工事（第二回）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成１５年１月２４日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成１２年２月横浜市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事も公団が施行している。横浜市は、宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１１条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成９年３月３１日にすべ

て完了した。

(2) 対象行政文書について

宅地等の造成工事に関する着工届（以下「着工届」という。）は、昭和53年10月1日に施行された横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱い要領（以下「改定事務取扱い要領」という。）第6条に基づき、宅地造成工事に着手する前に、公団が旧港北ニュータウン建設事務所（以下「建設事務所」という。）に提出する工事内容を示した図書で、本件申立文書は、平成5年度から平成8年度にかけて受理された着工届のうちの一部である。

(3) 本件申立文書の不存在について

着工届は、当時の建設事務所の文書分類表で「第3種 - 5 港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」に分類されるため、保存期間は5年となっている。

このため、本件申立文書は、平成14年6月20日に保存期間経過のため廃棄している。よって、条例第2条第2項に規定する行政文書を保有しないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 建設事務所の閉鎖に伴い、大量の文書が処分されたが、着工届はかなり残っていた。

古いもののうち、いくつかは欠けていたものの、貴重な資料として申立人には得るところが多々あった。しかし、担当者に過大な負担をかけてはいけないと思い、優先順位をつけて請求量を調節しながら、平成14年度末までに必要な閲覧を済ます予定をしていた。申立人が請求文書の不存在に対する不満を示すたびに、担当課は保存年限5年と主張していたため、年度末に廃棄されるかもしれないと考えたためである。

ところが、年度末を待たずして着工届は突然廃棄された。申立人が着工届に興味を持ち、何か目的を持って探し物をしていることを、担当課は十分に知った上での廃棄である。申立人が建設事務所の倉庫に眠っていた着工届に着目して次々と開示請求する気配を見せてからの突然の廃棄である。平成14年11月13日に、「あるものは全部見せるというのが方針だ。」「平成6、7、8年度分は確実にある。」という担当者の言葉を聞いて安心し、少なくとも年度末までは保証されると感じていた。しかし、その直後の11月26日に廃棄をしたことは驚きである。申立人の抗議に対して、廃棄年限が到来したため廃棄したとの説明があったが、保存年限が5年ならば、申立人が

着工届に着目し始めた時点で既に保存年限が過ぎた文書であり、今になって急に処分する理由はない。あるものはすべて見せるという方針と相反するものである。申立人の請求が大量であることは、廃棄の理由にはならない。

道路工事検査済書は、誤って期限前に廃棄され、変更届の宅造図面は散逸された状況の中で、申立人が他に手掛かりを求めていることを十分に知っていながら廃棄した横浜市のこの対応には疑問を持たざるを得ない。

(2) 文書は平成 14 年 11 月 26 日には廃棄されていないこと。

申立人は、非開示決定を受けた際に、都市計画局北部開発課（当時。現在は、都市整備局地域整備課。以下「北部開発課」という。）に本件申立文書の廃棄時期を質問し、11 月下旬であるという説明を受けた。具体的な廃棄の日にちを質問したところ、調べてきた後に、11 月 26 日（火）に倉庫で廃棄したという説明があった。しかし、その日に文書は廃棄されていなかったのである。根拠は次のとおりである。

ア 水道局営業部都筑営業所・道路局都筑土木事務所（当時。現在は、都筑区土木事務所）の話

港北ニュータウンの文書は、現在、建設事務所の旧所在地にある水道局営業部都筑営業所及び道路局都筑土木事務所の倉庫に保存されている。申立人は、平成 15 年 2 月初旬に両事務所を訪問して調べたが、この事務所にはごみ収集車は来ないため、ごみは直接環境事業局廃棄物適正処理部都筑工場（当時。現在は、資源循環局適正処理部都筑工場。以下「都筑工場」という。）に持ち込んで処分してもらっており、北部開発課からゴミの処分を依頼されたことはない、シュレッダーを借りてきたこともないという回答を得た。

イ 横浜市における事業ごみの処理方法

ごみ処理施設搬入事務取扱要綱の規定並びに環境事業局総務部総務課及びごみゼロ推進総合対策部事業系ごみ対策課（当時。現在は、資源循環局総務部総務課及び資源化推進部事業系対策課。）の説明によると、横浜市が排出するゴミは、行政文書でも、一般ごみも事業系ごみとして、お金を払って処分しなければならない。したがって自ら焼却場に持ち込む場合でも、指定業者に頼んで持ち込む場合でも、ごみの量に見合った費用を負担することになるが、横浜市から横浜市にお金が支払われる形になるので、一般廃棄物等搬出届出書、搬入確認書、計量伝票、じんかい処理手数料後納申請書、領収書の控え又は納入通知書、受入済通知書及び振替命令簿が必要である。

ウ 都筑工場による「非開示決定通知」環都工第 129 号及び第 131 号

申立人は 2 回にわたり、都筑工場に開示請求を行っているが、2 回とも行政文書（シュレッダーを含む）はもちろん、一般ごみの搬入も平成 14 年 11 月 26 日には横浜市からは無かった旨の回答を得ている。特に、この日は、横浜市のみならず事業ごみの搬入車は無かったという説明を得ている。したがって、平成 14 年 11 月 26 日には、横浜市自身のみならず指定業者によるごみの搬入も無かったことが証明されている。それでも、廃棄したというのであれば、どこかに不法投棄したとしか考えられない。

エ 「文書件名簿」「ごみ排出証明書」

環境事業局（当時。現在は、資源循環局）の非開示決定だけで十分ではあるが、念のため文書件名簿平成 14 年度分について調べたところ、事業ごみ（文書の廃棄等）に係る記載はなく、非開示決定と合致する。唯一「ごみ排出証明書について」（9 月 6 日付他）という記載が二、三か所あったのみである。しかし、この証明書は市が発注した工事の工事現場から出るごみであり、せん定枝、雑草等のごみに限るものである（ごみ処理施設搬入事務取扱要綱第 11 条）。したがって、環境事業局（当時。現在は、資源循環局）も言うように、この中に決裁を受けた行政文書が入っているとは考えられないのである。

オ 行政文書の廃棄規則

行政文書を廃棄した場合には、文書を廃棄した年月日及びその文書の保存期間を廃棄報告書にまとめ、決裁を経た後、文書管理者（次いで総務局行政部法制課長）へ提出することになっている（「行成文書の廃棄」「総務局長通知」第 17 項他）。この廃棄報告書は、文書整理週間（毎年 6 月に実施され、この時にこの年度の文書が廃棄される。）の直後に年 1 回作成されるものである（総務局行政部法制課の話）。したがって、今回のように 11 月に文書を廃棄する場合は、いつ廃棄報告書を作るのであろうか。総務局行政部法制課に質問したところ、次の回答があった。

(ア) 行政文書の廃棄は、6 月の整理週間に行い、この時に廃棄報告書を作成することになっている。したがって、整理週間の後に文書を廃棄することなどあり得ない。文書整理週間の後に文書を廃棄しないようにしているため、捨てた場合どうするかは答えられない。捨てた場合の規則を作れば文書整理週間の後に廃棄してもよいということになり、自らの規則を否定したことになる。

(イ) 11 月に廃棄をすること自体が極めて異例である。

(ウ) 文書整理週間の後に、保存年限を過ぎた文書が見つかったならば、保存期間延長の手続きを行った上で翌年の文書整理週間に廃棄するのが正しいやり方である。横浜市行政文書の廃棄方法がこのようなものとするれば、遵法精神に富む北部開発課であるから、「横浜市文書管理規則」「規程」「通知」「文書整理週間実施要領」「文書整理週間の実施等について(依頼)総務局長発」等のルールを無視することなどあり得ない。したがって、11月末における廃棄など、この意味でもあり得ないことである。

(3) このように、平成14年11月26日に倉庫で廃棄したと担当者は回答したが、事業系ごみの処理方法、行政文書の廃棄方法からみて、この事実はあり得ない。横浜市ともあろうものが、「ごみ処理施設搬入事務取扱要綱」を守らなくてもよいのか。

特に許し難いのは、「横浜市文書管理規則」「規程」「通知」「要領」「依頼」等の数々の規則に逆らってまでも、着工届(変更事前審査願・設計協議等も。)を11月に廃棄したと主張したことである。これらの文書は申立人が必死に探していた頃には無いと言われ続け、それだけでも許し難いのに、ある時に、倉庫の奥の方から出てきたと平気で言われ、それでも気を取り直して、順に閲覧しようとしていた矢先に何のためらいもなく、このような廃棄をするのだろうか。せつかく出てきたものをと廃棄を非難する申立人に北部開発課は、申立人は請求が非常に多いのでと言ったが、今にして思えば申立人には見せたくないと言う横浜市の意思があったと思わざるを得ない。あるものは何でも見せるといいつつ、本来開示すべき文書を廃棄という口実の下に非開示にしたのである。

廃棄年限が来ないのに誤って廃棄したこと及び保存期間延長もせずに廃棄してはいけないときに廃棄したことは、いずれも横浜市の不当な行為である。これらの行為はいつも不問にされて市民の側だけが一方的に不利益を被るのは不合理である。

今回のことを、条例の中で、どう位置づけてよいのか。廃棄を免れた文書を正しくない時期に廃棄する。廃棄をしたことにするという行為は条例の精神に反するものである。

なお、保存年限を過ぎた文書であっても残っていたら開示すべきであるという説明を以前に総務局行政部文書課(当時。現在は、総務局行政部法制課)等から受けている。

(4) 着工届は、変更届として永年保存されるべきものであること。

横浜市が変更届と称するものは、宅造の変更届ではない故に図面は最初から添付さ

れていないのである。変更届に添付された図面こそ宅造工事の最終形を示すものであり、この図面無くしては宅造工事はなし得ない。この順序を示すと、許可申請 許可通知 変更届 受理 着工 中間検査 完了検査申請 完了検査（完了検査済証交付・収益開始通知）となる。

ところが、横浜市の言う変更届は、着工の前に提出・受理されたものはひとつもない。それらのほとんどは完了検査の後に、ひどい場合は、収益開始の日（完了検査済証交付の日）になって提出されている。この計画、設計で工事を行ってよろしいかという伺いが、使用収益開始の日になって提出されているのに、受理するには支障がないと回答する自治体がどこにあるのか。

変更届（造成工事最終形の図面）が無くては、どこに擁壁や排水施設をつけるべきかすらわからず、中間検査のやりようもない。にもかかわらず、造成工事や中間検査をなし得たのは着工届があったからである。以上のことから、港北ニュータウンにおいては、着工届こそ真の宅造工事の変更届である。故に、本来、着工届は永年保存されるべきものであるので、保存年限による廃棄はあり得ない。

(5) すべての宅造工事に着工届は必要であること。

これまでの実施機関の説明は、横浜市北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定（以下「造成協定」という。）及び造成協定の直後に作成された昭和 52 年 3 月 23 日施行の横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱い要領（以下「事務取扱い要領」という。）等に反しているにもかかわらず、答申第 294 号及び第 295 号において、申立人宅の工事は簡易な工事として、着工届は不要という主張をベースにして、申立人宅着工届を事務手続上の問題として処理されたことは残念である（着工届及び土地区画整理法第 76 条ともに非開示理由説明書に記載がなかったが故に十分反論する機会がなかった。）。

ア 造成協定第 6 条は、「公団は、全体協議成立後、造成工事（簡易な工事は除く）に着手する際は、事前に市関係局と設計協議の上、着工届を提出し、工事に着手するものとする。」と規定している。

イ 簡易な工事については、事務取扱い要領第 6 条に「造成協定第 6 条に規定する簡易な工事の範囲は、次の号に定まるもののうち、その工事は仮設であり、小規模かつ安全であるものに限る。(1)仮植地及び代替農地などの造成工事(2)土取場及び土の仮置場の確保に伴う造成工事(3)工事用道路築造工事(4)その他軽微な工事」と規定

されている。以上のごとく、宅地の造成工事は、この中には含まれない。

- (6) 着工届は、設計協議の要・不要に関係なくすべての宅地に必要である。

造成協定第6条が着工届を不要としているのは、簡易な工事（仮設）のみである。

改定事務取扱要領第6条第5号は、「公団は着工届が受理された時点で前号における設計協議内容に係る工事に着手できるものとする。設計協議を必要としない工事は、工事調整会議の調整後、直ちに着手できるものとする（着手届に準じた図書を提出）。」と規定している。以上のごとく、改訂事務取扱要領は、設計協議を必要としない工事は、着工届提出以前に着手できるとしているのみであり、不要とはしていない。港北ニュータウンでは、設計協議が成立するまで待っていては、工事が遅れる一方であるので、それに対処したものである。例えば、荏田 12-1 では、調整会議の後、設計協議成立（着工届受理）まで2か月かかっているし、荏田 12-5 では、10か月近くかかっている。とはいえ、図書が無くては工事状況の確認ができないので、準じた図書の提出を求めているのである。

実際に設計協議を不要とする宅地も着工届が提出されている。

- (7) 簡易な工事の場合は、着工届に準じた図書として変更事前審査願が提出されることになっているという北部開発課の主張（答申第295号5ページ部分）も誤りである。（北部開発課が当時、このような主張をしていることなど非開示理由説明書に記載もないので申立人は知る由もなく、答申によって初めて知り得た。）このような規定があったら示してほしい。

- (8) 着工届は、建設事務所の文書分類表で「第3種 - 5 港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」に分類されると実施機関は主張しているが、港北ニュータウン計画とは着工届を意味しない。すなわち、港北ニュータウン計画という場合、それは明らかに港北ニュータウンにおける（宅地造成の）全体の計画・方針を意味するのである。一方、公団による宅地造成はすべて「宅地造成協議関係図書」と表記され、民間による宅地造成である「宅地造成許可関係図書」とは区別されている。このように、港北ニュータウン計画という場合、その中に公団の着工届は含まれていない。

建設事務所も着工届を港北ニュータウン計画の中には入れていない。まず、文書分類表では、北部開発課が着工届はこれに含まれると主張する「港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」については、対象引継文書無しと記載されているが、しかし、実際には、201件の着工届が引き継がれている。その内訳は、平成4年度作成分（36件）、平成5年度作成分（35件）、平成6年度作成分（34件）、平成7年

度作成分（56件）及び平成8年度作成分（40件）である。このように大量の着工届があるのに、対象引継文書無しと記載されることなどあり得ないので、このことから着工届は、北部開発課の言うグループには入らない。

- (9) 当該文書が発見されたのは、平成14年度文書整理週間の後であるので、横浜市は、保存期間延長の手続きを採った上で、申立人に開示すべきであった。申立人は、ここでも市民に与えられた権利をまた一つ失った。これとて、申立人が横浜市文書管理規則、ごみ処理規則等を勉強しなければ永久に知り得ないことであった。
- (10) 文書分類表の中に着工届は第3種であることを示す項目はない。あるとすれば、それを示してほしい（建設事務所によっても北部開発課が主張する第3種 - 5は否定された。）。
- (11) なお、申立人は、着工届は永年保存文書であると信じているが、仮に5年保存文書であるとしても、担当課のやり方はフェアでない。今まで無いと言われていた着工届、変更事前審査願及び設計協議書が、そのまま、まとまって出てきたのある。せっかく見つかった文書である以上、せめて年度が替わるまでは残してくれるものと信じきっていた。「あるものは見せる方針だ。」とも言っていた。実際に、物理的には、いつ廃棄したのかはわからないが、申立人が不安を感じ始めたクリスマスの時点では、既に（大変な無理をしてまで）廃棄報告書を作成していたと知って言葉もない。（最初から3月を待たずに廃棄されることを知っていれば、すぐに必要分すべてを開示請求していたところである。）規則どおりに、保存期間延長の手続きすらしなかったことに疑問を禁じ得ない。
- (12) 申立人が添付した事務取扱要領第6条に対して、もし実施機関から異議があった場合には、申立人にも再反論の機会を与えてほしい。申立人が添付した事務取扱要領は、古いほうの要領であり、全体協議（その2）が成立するまでの間における事務取扱要領であることは承知しているが、造成協定第6条が生きているならば、事務取扱要領第6条も生きているのは当然の理であるので、また、どのような反論が出て来るかわからないため、あらかじめお願いしたい。その際は、簡易な工事の定義が全体協議（その2 - 1134）の場合、工事調整連絡会議設置後もそのまま使用されていたことを伺わせる文書を提出したい。いずれにせよ、造成協定第6条が正しいとすると、工事に着手する前には必ず着工届が必要であり、これを否定する規則は存在しないのである。なお、造成の技術基準（設計協議に係わるもの）については、上位の宅地造成等規制法、宅地造成等規制法施行令

(昭和37年政令第16号)及び通達等により、擁壁、排水施設及び防災対策が要求されていることは当然であり、事務取扱要領がすべての基準ではないことを付け加える。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、港北ニュータウン事業に係る業務は、建設事務所が所管していた。公団が建設事務所に提出した着工届は、平成8年度末の事業完了に伴う建設事務所閉鎖時に、北部開発課に引き継がれている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成5年度から平成8年度にかけて公団から建設事務所に提出された港北ニュータウン事業における宅地造成工事の着工届のうちの6件である。開示請求は7件の着工届に対して行われ、そのうち1件については、一部開示決定とされたが、残りの6件については、不存在のため非開示とされた。これら不存在とされた着工届が本件申立文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、非開示理由説明書において、本件申立文書は「第3種 - 5 港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」に分類され保存期間は5年となっており、保存期間経過のため平成14年6月20日に廃棄したと説明している。

それに対し、申立人は、実施機関が実際に廃棄したとする平成14年11月26日に都筑工場のごみの搬入記録が無いこと等の理由から廃棄した事実はなく、仮に廃棄したならば、申立人が開示請求しようとしていた矢先に廃棄したことは、申立人に見せたくないという横浜市の意思の現れであると主張しており、また、着工届は、すべての工事に提出されており宅地造成工事の最終形を示すものであるから、「第3種 - 5 港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」には含まれず、本来永年保存されるべきものであるとも主張している。

イ このため、当審査会は、平成17年3月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示理由説明書において、着工届は、「第3種 - 5 港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」に含まれるとしたのは誤りであった。正しくは、「第3種 - 2 宅地造成に関する監理関係書類」に含まれるものである。保存期間

が5年であることについては、変更はない。

- (イ) 本件申立文書は、保存期間5年を経過していたため、平成14年6月20日に本件申立文書を廃棄したことを文書管理者に報告し、平成14年11月26日に建設事務所内に設けられた廃棄文書指定場所において、実際に廃棄した。

建設事務所において、着工届等の廃棄する文書を個人情報等が記載された部分とそれ以外の部分に分別した後、個人情報等が記載された部分は本庁舎に持ち帰ってシュレッダーで処分し、それ以外の部分は建設事務所内の廃棄文書指定場所に廃棄した。その部分がいつ工場に搬入され、処分されたのかについては、不明である。

廃棄文書が大量にある場合、報告した廃棄日と実際の廃棄日までに、数か月を要することは、ままあることである。

- (ウ) 申立人と面談した際に、建設事務所から引き継いだ着工届は、保存期間が経過したものでも存在していることを申立人に話したことがある。

- (エ) 着工届は、変更内容の一部を示す文書であるが、変更届とは異なるものである。

- (オ) 本件請求以前から、申立人は、主に申立人の宅地に関連する文書を請求していたため、申立人の宅地と異なる場所の着工届を請求文書とする本件請求は予測し得なかった。ただ、申立人から、周辺の工事の着工届を参考に見たいと言われたことはある。

ウ 本件申立文書が廃棄されたか否かについてであるが、実施機関は、平成14年11月26日に、保存期間を経過した着工届等の文書について、個人情報等が記載されている部分とその他の部分に分別し、個人情報等が記載されている部分は、本庁舎で裁断処理し、その他の部分は、建設事務所内の廃棄文書指定場所に廃棄したと説明している。

このように、廃棄の際の状況を具体的に説明していることからみて、実際そのように処理されたであろうことが推認される。

エ 申立人の説明によれば、平成14年7月30日に平成6年度から平成8年度にかけて公団から提出された着工届のうちの数件を開示請求したところ、5年の保存期間を経過していたにもかかわらず請求したもののうちいくつかが開示され、その際に、建設事務所から引き継いだ着工届については他にも存在しているという話を実施機関から聞いたとのことである。

実施機関に確認したところ、申立人に対し建設事務所から引き継いだ着工届は、

保存期間が経過したものでも存在しているという話をしたことはあるが、その後、従来の申立人の開示請求の対象範囲には含まれないため廃棄しても支障がないと判断し、保存期間の経過を理由に、本件申立文書を含む着工届を廃棄したとのことであった。

オ 確かに、文書管理上、保存期間が経過した行政文書は、保存期間を延長するものを除き、廃棄することは、当然である。しかし、申立人が請求した文書のみならず、同種の着工届も建設事務所から引き継いだものなら存在していることを申立人に知らせ、請求すれば開示されるであろうことを期待させながら、保存期間経過を理由にそれらを廃棄してしまったことは、申立人の心情からすればあまりにも理不尽であると受けとめられたと思われる。

カ しかし、このような事の経過はともかく、前述のとおり、本件申立文書が廃棄されたであろうことを推認させる事情が認められ、他に存在を推認させる事情は認められないことから、本件申立文書が存在しないという点については、実施機関の主張を認めざるを得なかった。

キ なお、申立人の意見書におけるその他の主張は、本件申立文書の存在を示すものとは認められず、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

ク 実施機関は、文書廃棄報告書に平成14年6月20日に廃棄したと記載しているが、実際に廃棄した日は、平成14年11月26日であったとしている。文書廃棄報告書は、行政文書の開示請求が提出された際に、文書の存否の判断の参考となるものであるから、存在しているにもかかわらず廃棄したものと誤認し、それに基づいて誤った決定がなされることを防ぐために、文書廃棄日は正確に報告すべきである。

また、実施機関は、事情聴取の際に、着工届は、「第3種 - 5 港北ニュータウン計画に関する宅地造成等関係書類」に含まれると非開示理由説明書に記載したのは誤りであり、正しくは、「第3種 - 2 宅地造成に関する監理関係書類」に含まれるものであったと訂正をしたが、非開示理由説明書の記載は慎重に行うべきであることを申し添える。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年4月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年5月16日 (第12回第一部会) 平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・諮問の報告
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年1月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年2月10日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年2月15日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年2月16日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年2月24日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年2月25日 (第57回第二部会)	・審議
平成17年3月10日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成17年3月11日 (第58回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・第三部会で審議する旨決定
平成17年4月15日 (第1回第三部会)	・審議